

イーストとくしま観光推進機構
WEBプロモーション業務 仕様書

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）WEBプロモーション業務

2 目的

徳島県東部圏域15市町村が有する「食」「名所」「自然」「歴史・文化」「アクティビティ」などの観光資源を、オリジナリティ溢れる魅力的な写真や動画等を活用し、機構ホームページ及びSNS等（Facebook、Instagram、Twitter）を用いて国内外へ配信するとともに、Google マップへの登録を推進することで、多様化する旅行者のニーズに対応した情報発信による観光誘客を図る。

また、配信した情報へのリアクション等を分析し、マーケティングに役立てることで、新たな観光コンテンツの発掘等につなげるほか、配信・分析したデータを基に、広域連携DMOや旅行業者等への情報提供を行うための資料としてとりまとめる。

3 委託料上限額

4,950千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む

4 委託期間

契約締結の日から令和6年3月21日（木）まで

5 業務の内容

(1) SNS掲載記事の制作・配信業務

各市町村担当者からの聞き取り等を基に、徳島東部圏域の観光コンテンツを取材し、SNS（Facebook、Instagram、Twitter）に掲載する記事を制作・配信する。

【配信回数】

月8回以上（令和5年7月から令和6年3月まで）

【各SNS共通の留意事項】

- ① 記事の制作や取材は機構と協議の上で行うこと
- ② 記事の製作には、「(4) SNS等データ分析業務」の知見を反映すること
- ③ メディアの特性に合わせて内容や文字数を考慮すること
- ④ 記事については、掲載日を集中させないこと（2回/週が目安）
- ⑤ 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて掲載の許可を得ること
- ⑥ 投稿内容は、投稿後の実績を反映の上、ブラッシュアップしていくこと
- ⑦ 下記(2)のホームページ掲載記事の公開時には、各SNSからの流入を図るべ

く、記事公開の投稿を行うこと

【Instagram のみの留意事項】

- ① 投稿はストーリーズでの紹介もセットとし、投稿記事のリーチ拡大を図ること
- ② キャプションは、日本語/英語双方で併記し、日本のみならず、インバウンドの見込み客にもリーチできる工夫をすること
- ③ プロフィール文章/キャプション/タグも、日英併記すること
- ④ ストーリーズアーカイブにて、各15市町村別の情報をまとめること
- ⑤ 「保存数」を指標の1つとして、発見タブに表示されることを狙うこと

(2) ホームページ掲載記事の制作・配信業務

各市町村担当者からの聞き取り等を基に、徳島東部圏域の観光コンテンツを取材し、機構ホームページに掲載する記事を制作・配信する。

【配信回数】

- ① 日本語記事：8本（令和5年7月から令和6年3月まで）
- ② 英語記事：5本（令和5年7月から令和6年3月まで）

【留意事項】

- ① インバウンド見込み客にも情報を届けるべく、日本語/英語双方での記事を執筆すること
- ② 記事の制作や取材は機構と協議の上で行うこと
- ③ 記事のターゲットは具体的な人物モデルを確認し選定すること
- ④ 記事については、掲載日を集中させないこと（投稿の頻度は1回/月が目安）
- ⑤ 著作権や使用権などに留意し、必要に応じて掲載の許可を得ること
- ⑥ アクセス数を伸ばすためのプロモーションを実施すること

（例：WEB ニュース配信会社を使用したPR やWEB マガジンへの掲載等）

【英語版記事の留意事項】

- ① 記事の主なターゲットは欧・米・豪及び在日の英語ユーザーとする
- ② 単なる日本語版記事の英訳ではなく、ターゲットに適切なテーマを選定の上、執筆をすること
- ③ 記事の企画・制作には、外国人や海外の観光事情に精通した者が参画し、これらの者が記事の執筆を行うこと
- ④ 記事の原稿については、確認のための日本語訳を用意すること
- ⑤ 記事はネイティブチェックを行った上で配信すること

(3) Google マップへの登録業務

(1) 及び (2) で制作した記事の内容について、Google マップを活用した情報発信を行う。

【登録件数】

月 8 件以上(SNS 配信回数に準ずるが、記事内容によっては機構と協議の上、登録可否を決定すること)

【留意事項】

- ① Google マップの情報発信は、機構の Google アカウントを利用したクチコミ登録を行うほか、取材先の施設管理者に対して Google マイビジネスの登録を促し、必要に応じて登録に必要な手続きの代行を行うこと
- ② 登録を行った内容に対する質問については、機構や施設管理者と協議の上、回答すること
- ③ メディアの特性に合わせて内容や文字数を考慮すること

(4) SNS 等データ分析業務

(1) から (3) で行った配信のリアクションを分析し、マーケティングに役立てることで、新たな観光コンテンツの発掘等につなげるほか、配信・分析したデータを基に、広域連携 DMO や旅行業者等への情報提供に活用できる資料を作成する。

【留意事項】

- ① リアクションの分析結果等について必要に応じ月次の会議等で報告を行うこと
- ② リアクション分析は専門家の意見を取り入れながら実施すること
- ③ 分析は単に数値等を羅列するだけでなく、分析者の解説や提案を加えること
- ④ 情報提供用資料の内容や様式については機構と協議の上、決定すること

6 機構ホームページ及び SNS、Google マップ等

機構のホームページ及び SNS は次のとおり。なお、Google マップについては機構のアカウントを使用すること。

- | | |
|-------------|---|
| ① ホームページ | https://www.east-tokushima.jp/ |
| ② Facebook | https://www.facebook.com/east.tokushima2018/ |
| ③ Instagram | https://www.instagram.com/east_tokushima/ |
| ④ Twitter | https://twitter.com/EastTokushima |

7 取材、撮影に関わる留意事項

- (1) 取材テーマ、取材先は事前に機構と協議、調整のうえ決定する。
- (2) 取材先との交渉等は原則として受託者が行う。
- (3) 機構ホームページ及び SNS、Google マップに掲載することについて取材先に了承を得ること。
- (4) 写真家やライター等が、現地に赴き、訴求力及び拡散力に秀でた写真と記事で構成すること。

- (5) 機構ホームページの宣伝使用及び掲載された写真及び動画については拡散を前提として著作権・肖像権などをクリアすること。

8 成果品

掲載された記事等について、電子データで次の業務成果品を提出すること。

- ① 掲載記事データ（文章データ、Word 形式）
- ② 掲載写真・動画・イラストデータ（JPEG 形式または MP4 形式、PNG 形式）
- ③ その他、本業務に付随する必要な写真データ、バナー等のデータ
- ④ その他、機構と受託者との協議の上、委託期間内に本業務で生じた資料のうち、機構が指示する資料一式
- ⑤ SNS データ分析業務をとりまとめた資料

9 事業実績報告書の提出

令和 6 年 3 月 21 日（木）までに、次の報告書を提出すること。

- ① 事業実績報告書 1 部
- ② その他関係資料及びデータ 1 式

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託事業終了後に提出される事業実績報告書に基づき、機構が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していると認められるときは、精算払いをするものとする。

11 事業の変更・中止

- (1) 事業内容については、委託先決定後、機構と受託者が協議を行い、内容、仕様及び委託料の詳細を決定する。その際、提出された企画提案書や事業実施計画書と異なる内容に決定する場合がある。
- (2) 契約書、仕様書及び事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、機構と受託者が協議の上、決定することとする。

12 一般的留意事項

- (1) 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

13 その他事項

- (1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は機構に帰属するものと

する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、機構は、権利留保分についての当該権利を、使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

- (2) 成果物は、機構が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (3) 受託者の記述が、特許権などの法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、機構の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 受託者は、本件業務を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ文書により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、機構と協議するものとする。